

国立大学法人群馬大学組織規則

	平成16. 4. 1	制定
改正	平成16.12. 1	平成17. 4. 1
	平成17. 6. 1	平成18. 4. 1
	平成18. 6. 1	平成19. 4. 1
	平成19.12. 1	平成19.12.26
	平成20. 4. 1	平成20.12. 1
	平成21. 6.24	平成23. 4. 1
	平成23.10. 1	平成24. 6. 1
	平成25. 4. 1	平成26. 4. 1
	平成27. 4. 1	令和 2. 4. 1
	令和 4. 4. 1	

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学（以下「本法人」という。）の組織の基本的事項に関し必要な事項を定める。

(大学の設置)

第2条 本法人は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づき、群馬大学を設置する。

(主たる事務所)

第3条 本法人は、主たる事務所を群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地に置く。

(役 員)

第4条 本法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 学長
- (2) 理事 6人以内
- (3) 監事 2人

(学長の職務及び権限)

第5条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の職務及び権限)

第6条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第7条 監事の職務及び権限は、法その他別に定めるところによる。

(執行役員)

第8条 本法人に、執行役員を置く。

2 執行役員に関し必要な事項は、別に定める。

(職 員)

第9条 本法人に、教授、准教授、講師、助教、助手、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法その他別に定めるところによる。

(役員会)

第10条 本法人に、役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

(執行役員会議)

第11条 役員会の下に、執行役員会議を置く。

2 執行役員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第12条 本法人に、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第13条 本法人に、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第14条 本法人に、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局等)

第15条 本法人に、その事務を処理するため、事務局その他必要な事務組織（以下「事務局等」という。）を置く。

2 事務局等に関し必要な事項は、別に定める。

(雑 則)

第16条 この規則に定めるもののほか、本法人の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。